

(川村議員) 次に、神宮外苑の再開発について質問します。

神宮外苑の再開発は、三井住友不動産、伊藤忠商事、明治神宮、日本スポーツ振興センターが事業主体となり、神宮球場と秩父宮ラグビー場の位置を入れ替え更新し、超高層ビル3棟を建設する計画で、この計画によって既存樹木約1,000本が伐採され、歴史ある神宮外苑の景観と自然環境が破壊されることを私ども区議団は再三にわたり指摘し、計画の変更を求めてきました。この計画はオリンピック・パラリンピック会場となった新国立競技場建設の時から幾度か変遷し、今の形になるにあたっては森喜朗元首相が深く関与しており、まさに今、オリンピック組織委員会を巡る汚職事件で、渦中の人となっています。

都市計画決定がされた後も東京都環境影響評価審議会では激論が交わされ、5月26日の審議会第1部会が結論を先送りする事態となったことは第2回定例会の代表質問でも触れ、計画がこのまま進めば事業者から伐採の許可申請が出されることになり、許可権限を持つ区長の姿勢が問われることを指摘しました。その後、第1部会は8月16日に再開、審議会総会は8月18日に開催されました。事業者は、樹木の伐採を971本としていたものを556本とし、移植は70本から191本に、移植検討は19本、存置は340本から615本に変更すると報告し、いかにも樹木の伐採を減らすかのように示しましたが、この数字にはごまかしがあることは環境アセスの大家、千葉商科大学の原科幸彦（はらしなさちひこ）学長が指摘されており、審議会の場でも専門委員から「いちょうの根の調査結果や、16日の第一部会で求めた修正などが、評価書にどのように反映されるか。審議会で確認していくことが必要だ」「秩父宮ラグビー場のPFI事業決定プロセス前後の情報連絡をしっかりとお願いしたい」「着工してしまうと取り返しがつかなくなる可能性がある。着工前に全ての懸念項目について調査を行い、その内容を審議する機会を担保してほしい」等の意見が出され答申後も審議会が事業者の取り組みを継続的にチェックすることを盛り込んだ異例の答申となりました。

また、審議会の前日、8月15日に新宿区都市計画委員でもある中央大学研究開発機構の石川幹子教授が記者会見を行い、1991年開通の新宿御苑地下トンネル工事の際に移植した樹木を調査した結果、トンネルに近いほど被害が大きかった一方、トンネルから15メートル以上離れた樹木は保全に成功している事を明らかにしました。石川教授は会見で「新野球場といちょう並木が8メートルの距離では、いちょうを守ることはできない。絶体絶命の危機にある」と訴えました。更に日本イコモス国内委員会は神宮外苑問題の現状に危機感を持って緊急の研究会を開き、神宮外苑を守る事の重要性を各分野の専門家が訴えました。このように多くの専門家も神宮外苑の再開発に疑問を投げかけ、都民・国民の間に広がった樹木伐採反対のネット署名は10万人を大きく超えています。区長と話そうしんじゅくトークでも神宮外苑の樹木を守って欲しいという意見が出されましたが、私ども区議団の区政アンケートでも回答者の9割が伐採に反対で、「先人たちが未来を想像して、植えた大切な木々たちを守りたい」「伐採した木が元に戻るまで大変な時間がかかります。今の現状を維持すべき絶対反対！」との声が寄せられ、区長は伐採を許可すべきではないという声が圧倒的です。以下、具体的に質問します。

第1は、区長の認識についてです。

東京都環境影響評価審議会の第1部会と総会の議論と答申について、区長はどのように認識しておられるのか。また、石川幹子教授の指摘についてどのようにお考えか伺います。ネット署名が10万人を超えていることや、区民の声についてどのように受け止めておられるのか伺います。

第2は、調査と情報開示についてです。

計画では最初に神宮第2球場が解体され、その周辺の樹木が撤去され、建国記念文庫の森は新ラグビー場建設により3分の2が撤去されることになっています。撤去される樹木のうち移植とされたものは、どこの圃場にどのような方法で移植するのか、神宮外苑の敷地内に再び移植するのはどの樹木で、どこにどのような方法で移植するのか、事業者は一切示していません。樹木の伐採・移植は行われるべきではありませんが、少なくとも区として事業者にそういった最低限の情報は開示

させるべきではないでしょうか。都の審議会「答申」では様々な指摘や課題が出され、土壌の質や土壌水分量等の土壌環境と土壌生態系を含めまとまりのある生息環境となる樹林地の保存及び再生の考え方を示すよう事業者に要請されました。新宿区としても事業者に詳細な調査を求め区民に情報を開示すべきではないでしょうか。それ無しに伐採許可申請が出されるようなことがあってはならないと考えますが、いかがでしょうか。

第3に、風致地区における伐採の許可申請についてです。

「東京都風致地区条例に基づく樹木の伐採に関する基準」に基づき、区長は樹木の伐採・移植の許可権限を持っています。第2回定例会で区長は、「新宿区の基準に基づき厳正に審査を行う」と答弁されましたが、厳正な審査とは具体的にどのようなことを行うのでしょうか。建国記念文庫の森は、3分の2も樹木を撤去すること自体が風致地区の主旨に反すると思いますが、区長は事業者から伐採の許可申請が出された場合、許可を前提として審査を行うのか、それとも許可をしないこともありうるのか。許可をしない場合の基準は何か、伺います。みどりの条例では、「・・・みどりの保護と育成に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、並びに区民の提案を尊重するように努めなければならない」としており、この計画に対しては都民や日本イコモス含めた専門家から様々な対案が提案されています。私どもは、神宮外苑の樹木の伐採は許可すべきでないと考えますが、区長は少なくとも区民の意見を聴き提案を受ける場を設けるべきと考えますがいかがでしょうか。

(吉住区長) 神宮外苑の再開発についてのお尋ねです。

はじめに、東京都環境影響評価審議会の第一部会と総会の議論と答申についてです。

本年5月に実施された第一部会では、既存樹木の状態を示す資料が不足している等の理由で、結論が先送りになりました。8月の第一部会及び総会においては、事業者が新たに実施した既存樹木の詳細調査の結果を踏まえて削減された伐採本数や移植位置や方法が示されました。都知事からは、「本事業の評価書案における調査や予測、評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われた」との意見が示されたものと認識しております。

次に、石川教授の指摘についてです。

事業者が都に提出した環境影響評価書案では、今後、いちよう並木の根系調査を実施し、根が建物の計画範囲に伸びていた場合、根に影響を与えないよう、野球場棟の基礎形状の変更や、いちようの根への影響を最小限に抑える施工方法を採用するなど、いちよう並木を保全するとしています。一方、石川教授からは、新宿御苑における地下トンネル工事の事例を踏まえ、神宮外苑のいちよう並木の生育に支障が出るとの指摘がなされています。このことについては、事業者に対し、野球場棟建設の施工方法を検討する際、石川教授の指摘を考慮するよう申し伝えます。

次に、ネット署名や区民の声についてです。

これらの意見の多くは、既存樹木の保全に関するものと認識しており、区は、引き続き、施設計画の詳細検討において、既存樹木がより一層保全されるよう、都や事業者に対し働きかけてまいります。

次に、神宮外苑の樹木に関する調査と情報開示についてのお尋ねです。

事業者は、本年5月に、神宮外苑における具体的な検討内容について広く情報開示するため、インターネット上にプロジェクトサイトを立ち上げました。今年度事業者が新たに実施した樹木の詳細調査を踏まえ、伐採又は移植される樹木の位置及び移植方法を示した環境影響評価書案が、同プロジェクトサイトに公開されています。本年8月に、都知事は、樹林地の保全及び再生、既存樹木のより一層の伐採の回避などを環境影響評価書案に対する意見として示しています。併せて、環境影響評価審議会においても、今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与するとしています。そのため、今後、事業者による樹林地の保全及び再生についての詳細な検討内容が、同審議会に提示されるものと認識しています。区は、樹木の伐採許可申請のタイミングに関わらず、既存樹木や樹林地の再生などの具体的な検討が行われた段階で、順次、同プロジェクトサイトにおいて情報開示がなされるよう、都や事業者に対し働きかけてまいります。

次に、風致地区における伐採の許可申請についてのお尋ねです。

東京都風致地区条例では、風致地区内において、樹木の伐採や移植を想定した計画である場合、あらかじめ許可を受けることを規定しています。神宮外苑の再開発について、風致の許可申請があった場合には、支障木の伐採が必要最小限に止められているか、現存する植生はできるだけ残存させているか、さらに伐採したあとは積極的に修景植栽を行う計画となっているかなど、新宿区の許可基準に基づき審査を行ってまいります。

また、建国記念文庫の森について、風致の許可申請があった場合にも同様に、区の許可基準に基づき審査を行い、許可の可否については、許可基準の適否により判断してまいります。

神宮外苑の再開発については、すでに都市計画の説明会などの場において区民の意見を聴く機会があったことから、改めて区民の意見を聴き、提案を受ける場を設けることは考えておりません。